



※医療費指数反映係数（ α ）以外の影響による納付金の増減がないものとしたイメージ図であり、実際の納付金額は、その年度の各種数値・係数により変動する。

※インセンティブ②は、対前年度との差額（増額）分の交付ではなく、その年度の α の数値で算出した納付金額と、 α の数値だけをその前年度の値に変えて算出した納付金額との差額（増額）分を交付する。

※インセンティブ①は、収納率が交付基準を満たす場合のみ交付する。（県繰入金2号分による既存の交付金）